

事務処理誤りの公表

1. 事象の内容

本年10月22日に当組合から発送したA事業所の11名分の「標準報酬月額改定（決定）通知書」を誤ってB事業所に送付したものです。

2. 事象の原因

封入・封緘作業は、複数人のチェック体制にて、あて先と送付物の突合を行うこととしています。本件においては、事前に用意したA社あての封筒を再作成（サイズ変更）したが、その際に誤ってB社のあて名シールを作成してしまったものです。その後の工程においても再作成したA社あての封筒は正しく作成されたものと思い込み、また、再作成したのは本件1件のみであったため、複数人のチェックを行わず1人で完結させてしまったことにより誤送付を生じさせたものです。

3. 当組合の対応及び再発防止策について

ご迷惑をおかけした両社に電話にてお詫びと報告をし、B社を訪問し改めてお詫びと通知書の回収を行いました。A社には訪問し誤送付のお詫びを申し上げるとともに、回収した「通知書」をお届けいたしました。

なお、本事務処理誤りへの対応につきましては、本件同様に複数人のチェックを行わないで発送している作業がないか点検し、発送業務に関しては、件数を問わず発送物と発送先をダブルチェックすることを厳守いたしました。

今後、新たな誤送付が生じないよう、職員全員に周知徹底するとともに、再発防止に努めてまいります。

本件に関するお問合せ先 業務部 適用・徴収グループ TEL 03-3404-7344
--